

# 浅川ダム(河川整備計画)について

委員 内山卓郎

注: 年号については1900年代と2000年代の下2桁を西暦年で記述する

## 1. 審議対象事業か提言か

- 要綱で設置されている長野県公共事業評価監視委員会(以下「委員会」)は、一定の条件をみたす公共事業の内容について評価を行い、継続か中止かを決定する委員会である。委員会は多数意見で「浅川ダム事業は提言とする」と決めたが、これは長野県側の「浅川ダムはいったん中止となっている。現在の計画は新しい事業であるから審議対象としないで欲しい」というつよい要望を汲み入れた妥協案である。
- 浅川ダム事業は、治水専用ダム(河床穴あき型)として浅川・河川整備計画の骨格を成す事業であり(07年8月22日 国の認可)、計画内容を見るといくつもの問題点を抱えており、必ず委員会で評価・監視を行うべき対象事業である。仮に両論併記の提言で締めくくるとすると、本委員会の役割と存在意義という本質問題とからんでくる、と考える。
- 以下にその理由を述べる。
- ① 田中康夫前知事当時の02年6月に中止を決定したが、国の認可を受けていた全体計画の中止手続きを採らないまま継続していること。
- ② 多目的ダムから治水専用ダムへ衣替えしているが、これは浅川総合開発事業の「ダム計画の変更」であること。
- ③ 前計画は自然調節方式の穴あきダム(常時洪水吐の穴  $3.2m \times 2.0m$ )であったが、その穴を  $1.1m$  四方と小さくして河床に下げていること。
- ④ 新しいダム計画といいつながら、ダム軸の位置(建設地点)、集水面積、仮排水トンネル(転流工)、土捨場、つけかえ道路、基本高水流量(流出解析)……等を前計画のまま継承していること。
- ⑤ 委員会では過去3回にわたり浅川ダムを審議していること。98年12月 継続, 99年5月 継続, 07年12月 中止。なお、98年の際には県が総事業費・ダム計画諸元等で設けられた資料を委員会へ提示して継続を求めていた。
- ⑥ 07年1月の委員会の際、県土木部が「計画が変更になれば委員会にかける…計画が具体的になった段階で委員会の方にかける」などと発言していたこと。
- 県土木部が金子勝前委員に辞任を促した07年3~8月の際、「委員会の独立性」が大きな問題となった。県は金子前委員に対し「委員会の今後の予定」と題する資料を提示したが、そこには「浅川ダムに関する議論…委員会独自で取り組む可能性があるが…(その場合には、来年3月末までに複数回の委員会開催が見込まれる)」と書かれている。金子前委員は「08年1月までに1回ぐらいなら出席可能だが、大学の入試時期とかさなる浅川ダム3月複数回の予定を示されて辞任を決意した」と語っている。
- 金子前委員の辞任問題と県の対応は、「委員会の独立性」を含めて「委員会のあり方、存在意義」を考えさせる本質的な問題提起であった、と思っている。
- 県土木部は、なぜかたくなに「今回の浅川ダムは新しい事業である。したがって

て委員会には諮問しない」といい張るのだろうか。いくつかの矛盾点を委員会の場で論議されては困るからだろうか。後述するように、浅川ダムは数多くの問題点を秘めている。

98年当時、全国に公共事業評価監視委員会を設置した目的は、個々の公共事業の計画内容、具体進捗状況、費用対効果等の条件を分析評価して見直し、ときには事業中止の決断をくだし、公金の浪費つまり税金のムダ使いを防止することにあつたはずである。

## 2. 計画決定手続きの瑕疵と違法性

- 村井仁長野県知事は07年2月8日、「浅川の治水対策、河川整備計画の方針を以下のとおり決定しました。…外水対策の方針『治水専用ダム(いわゆる穴あきダム)』と『河川改修』により…これを河川整備計画に位置付けて実施してまいります」と記者発表した。この日、浅川ダム計画は、<方針>として<決定と実施>がきまった。
- 翌2月9日と2月11日、県の知事・副知事・土木部長らは、浅川総合治水対策連絡協議会(沿川の9区長の組織)と長沼地区北陸新幹線対策委員会へ出席し、2月8日発表の資料をもちいて浅川ダム建設の<決定と実施>を説明し、新幹線用地買収交渉への理解と協力を要請した。また「08年度にはダム事業の着手。概ね10年以内での完成」と発表した。
- 06年9月1日の就任以降、村井知事は浅川の治水について「ダムなしからダムありまで幅広く選択肢とする」と何度も公言してきた。しかし、方針で<浅川ダムの決定と実施>を発表する以前の段階では、浅川治水に関する具案を示して住民の意見を聴いたことはなかった。07年4月18日の河川整備計画「原案」の発表、5月18日～20日の「公聴会」、5月9日～6月12日の学識経験者の意見聴取、6月20日の「案」の公表など、浅川河川整備計画の計画決定手続きはすべて<2月8日の方針>発表以降に行われている。また、8月22日の「国の認可」に至るまで、県が「代替案」や「ダムなし案」を示したことは一度もなかった。
- 河川法第16条の二は、河川管理者に対して「河川整備計画の案を作成しようとする場合において、つまり案の作成段階において、「学識経験者の意見を聴き、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ」と定めている。県が採った計画決定手続きはすべて、4月18日の「原案」発表以降であり、「方針」で浅川ダムの<決定と実施>を定める以前の段階ではなにひとつ手続きを採っていない。
- 県は07年12月30日、新聞各紙に1頁の全面広告「広報ながのけん No.73 平成19: 県政おもなできごと」を掲載した。この中で次のようにいつている。  
「2月から 浅川の治水対策が進む …2月8日、これまで結論が出されなかった浅川の治水対策の方針を決定。この方針をもとに、河川法に基づく河川整備計画を策定し、8月22日、国の認可を受けました。この計画に基づいて…対策を実施し…」

### 3. 新幹線用地交渉を打開するためのダム

- 認可となった河川整備計画の内容を見ても、県の説明をきいても、「浅川治水専用ダムの治水効果」はいっこうにはっきりしない。明治時代以前からくりかえされてきた浅川下流部の千曲川合流点にちかい地区の洪水災害は、千曲川との関連によって生ずる内水災害である。水害発生の主原因は千曲川にある。
- ここ近年、県は「浅川ダムは下流部の内水災害に対して治水効果をもっていない」とようやく認めるようになった。県議会などの場で。
- 貯水容量110万 $m^3$ の穴あきダムについて、ダムなし・ダムありそれぞれの治水効果と費用対効果等の比較検討材料を県は発表していない。浅川穴あきダムと内水災害の関連をみると、貯水した水が穴から流れつづけるため、水害現象の水位低下を妨げ、時間を長びかせてしまう逆効果のケースさえ予測される。治水の役に立たない治水専用ダムではないのか？ という本質的な疑問も払拭できない。
- 県の浅川ダム計画は、下流部の水害を防ぐためではなく、地権者から「北陸新幹線の用地買収交渉」を拒否されて暗礁にのりあげているため、この局面を打開するための方策として穴あきダムに姿を変えて突如浮上している。用地交渉に依りてもらう手土産であった。この事実は、浅川ダム建設の〈決定と実施〉を発表した翌日からの県首脳部の行動によって証明されている。その後の用地は軌道にのった。  
(交渉)
- 93年4月調印のA4判7枚の「確認書」がある。長沼区新幹線対策委員会と日本鉄道建設公団、長野県、長野市の4者は、新幹線車両基地の当時の用地買収の際に確認書を締結した。地元長沼地区からの要望事項に対し、県は「ダムの完成は平成12年頃を目途として早期完成に努める」旨を書面上で約束している。
- 田中前知事が02年6月に浅川ダムの中止をきめたとき、ダム建設を主張する地元団体や長野市長らは約束違反だと田中県政を批判し、車両基地～中野間のその後の新幹線用地交渉を拒否しつづけてきたのである。上記の「確認書」を盾にとって。
- 確認書締結の以前から、車両基地により自然の遊水地が失われ、水害の拡大深刻化を招くのでは、と懸念する地元に対し、県は「上流にダムをつくって貯水するから…」という趣旨の誤りある説明を行った。このため、浅川ダムの建設は下流部の水害に役立つという地元の誤解が生まれ、現在まで根強く残っている。その後の地元説明会でも、誤解をとくための修正説明を行わないままに推移している。
- 北陸新幹線の用地買収を相当している県は、長野以北の嵩山・金沢方面の建設工事進捗にとまらぬ、窮地に立たされる形になった。こうして、用地交渉の土俵にたがってもらう狙いをもって、治水効果も怪しい穴あきダムの突如出現となったといえるだろう。

## 4. 基本高水の過大性

- 浅川ダム建設の必要性を裏づける根拠は、基本高水流量、つまり大雨洪水時の想定最大流量である。県の流出解析によると「治水安全度 1/100 (100年に1度)の大雨を130mm/日」と設定し、「千曲川合流点の基本高水ピーク流量 450 m<sup>3</sup>/s, ダム地点130 m<sup>3</sup>/s」と雨量から流量を算出し、この流量を満足させる治水対策としてダムが必要だ、とする方法論をつくっている。
- 県は76年に1次、92年に2次、と2度の流出解析を行った。雨量の引き伸し率や計画対象降雨はそれぞれちがうのだが、治水基準点の基本高水「450 m<sup>3</sup>/s」は不思議なことに同じ値となっている。浅川の基本高水流量 450 m<sup>3</sup>/s は過去30年あまり、1 m<sup>3</sup> も変わっていない。この 450 m<sup>3</sup>/s について、長野市長は「安全性を値切ることになるから 1 m<sup>3</sup>/s も下げさせない」などと強硬論を展開した。浅川ダムを中止した田中前知事は最後まで「450 m<sup>3</sup>/s を満足させるダムなし治水対策に苦しんでいる。
- 浅川の基本高水流量は、科学性をもつ正しい値といえるのだろうか。いくつかの疑問を列挙する。
- ① 県の流出解析は、浅川流域外の長野気象台の雨量データから出登して計画雨量を「1/100 130mm/日」としているが、流域の雨量を代表していないこと。
  - ② 治水基準点を千曲川合流点としているが、千曲川からの逆流をうけて水位・流量の観測が不可能であること。
  - ③ 76年の1次流出解析は、対象降雨を59年(昭和)8月として最大2.8倍まで雨量を引き伸して流量 450 m<sup>3</sup>/s を算出していたが、92年の2次流出解析では対象降雨を86年(昭和)9月へ変えて同じ 450 m<sup>3</sup>/s としていたこと。
  - ④ Rsa 飽和雨量(通常100mm)を根拠も示さずに 1/2 の「50mm」と設定して流量の「450 m<sup>3</sup>/s」を算出したこと(Rsa を小さくすると流量が大きくなる)。
  - ⑤ 「集水面積：流量」の比をみると、浅川合流点が 73 km<sup>2</sup> : 450 m<sup>3</sup>/s, ダム地点が 15.2 km<sup>2</sup> : 130 m<sup>3</sup>/s。ダム地点は集水面積が全体の 20.8% であるのに対し、流量を 28.9% と大きな値にしていること。
  - ⑥ 95年7月と04年10月の大雨洪水時の流量は、基本高水の 1/2 以下から約 1/6 で、雨量は 154.5 mm/24h (約 1/200) と 124.5 mm。しかし県は、このときの雨量・流量と、基本高水との差異を検証していない。
- 浅川のひとつの特色は、ダム地点まで流れてくる水の総対量が小さいことである。ダム計画では、ダム地点まで「流下してくるはず」の基本高水「130 m<sup>3</sup>/s」のうち、100 m<sup>3</sup> をダムでカットして 30 m<sup>3</sup> を穴から流すという。上記の⑥を補足しよう。
- 集水域の中心部に設置した県・飯綱雨量観測点が 154.5 mm/24h と 1/200 確率雨量にちかい大雨を記録した95年7月、ダム地点の流量は約 55 m<sup>3</sup> であった。長野気象台で 124.5 mm/日 と計画雨量 130 mm/日 にちかい雨となった04年10月、ダム地点流量は約 20 m<sup>3</sup> 弱であった。机上の計算値ではなく、実測値で検証してみると、浅川の基本高水流量は画に描いた餅と表現してちがなくないほどの過大な値となっている。

○ 県は予備調査の翌年に、ダム予定地の<sup>上流約</sup>1400m地点に水位観測所を設置した。通算約35年の水位・流量データをもっている。このうち、ダム地点に換算して $30\text{m}^3/\text{s}$ 以上の流量を記録したのは<sup>く回く</sup>時間分のみ。2時間継続は1度もない。

水が貯まらないダムではないか? という疑問をうけてか、県は前ダム計画の常時満水位の穴 $3.2\text{m}\times 2.0\text{m}$ を河床へおろして $1.1\text{m}$ 四方と小さくした。このため、土砂・石礫・流木による穴づまりという新たな難問が生じている。

## 5. 地すべり地の集中など 以下は箇条書き風に

- 浅川ダムの建設予定地は、地すべり等防止法で指定した「6地すべり防止区域」面積計301.44ヘクタールで包囲されている。ダム地点は集中している地すべり指定地の中心部。
- 6指定地のうち、一ノ瀬川は貯水池にかかり水沿する。ダム地点をきめた91年3月、皮肉にも11日後に右岸で地すべり発生し、県は<sup>いぼ</sup>地山の<sup>いぼ</sup>水抜き対策を実施した。ダム貯水池をつくと、自分で水を抜きながら新たに水を送りこむ形となる。
- ダム地点は砂防指定地内であり、法律により二重指定されている。
- 県のダム地点さがしは、予備調査の71年に開始して91年3月まで20年かかっている。地質条件が劣悪なため、4転5転違もどりのダムサイトさがしであった。
- 71~72年当時の最初の候補地 上流案と下流案は地すべり指定地内であった。ダム本件を指定内につくった前例はない。県は指定地の存在を無視してダム地点をさがしていた。
- 浅川ダムは、85年7月の地附山地すべりの発生地点から $1.5\text{km}$ 、1847年の善光寺地震の震央から $1.53\text{km}$ 。長野市の北都市街からわずか $1\text{km}$ あまりという立地条件である。したがって、安全性の解明には十分すぎるほどの調査をして万全が求められる。
- 地附山地すべりは、裾花凝灰岩と膨潤性粘土鉱物・モンモリロナイト(熱水変質による)の大量分布という地質条件で発生した。浅川ダムと類似共通性をもつ地質である。
- 県の地すべり等技術検討委員会は00年2月、「ダム建設に支障となる第四紀断層は存在しない。地すべり対策はおおむね収束である」とする報告をまとめ、県の浅川ダム計画にとって唯一最大のよりどころとなっている。
- しかしこの報告は、①熱水変質(スメクタイト)の大量分布 ②ダム周辺部で湧出していた3カ所の鉱泉・石油・天然ガス ③一ノ瀬右岸の調査横坑で確認されていた断層と大規模な破砕帯……などについて調査審議せずに結論をまとめている。
- ダム軸の位置にあったブランド薬師温泉永原荘は80年代末まで営業していた。地附山の山麓の湯谷/湯をふくめ、3鉱泉はいずれも約 $18^\circ\text{C}$ の単純硫酸鉱泉。石油・天然ガスと鉱泉の湧出地点は長野市地質図の推定断層線と一致し、断層の存在を疑わせる自然現象であった。
- 条例で設置された治水・利水ダム等検討委員会は02年6月、ダム直下を横断する第四紀断層をトレンチ調査で確認して「ダムを実施する場合は再調査を必要とする」と答申した。しかし、県土木部は「再調査をしない」と表明している。

○ 諸氏の条件を考えると、浅川ダム建設地点は“本来ならば安易にダム貯水池を計画してはならない場所”といえるだろう。 (資料 国土院 国土院「国土院」)